

一般競争入札の実施について

市川市長 田中 甲

下記のとおり入札を実施しますので公告します。参加を希望する場合には、「市川市一般競争入札参加申請書」に關係書類を添付のうえ提出してください。

※この案件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17、市川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 17 年条例第 46 号）、その他法令に基づく長期継続契約とします。

記

1. 件 名 （長期継続契約）市川市公共施設で使用する電気の供給
2. 施行場所 いちかわ情報プラザ 市川市南八幡 4 丁目 2 - 5
3. 施行期間 令和 6 年 3 月 18 日午前 0 時から令和 9 年 3 月 31 日午後 12 時まで
4. 概 要 いちかわ情報プラザで使用する電気の供給
5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 市川市入札参加業者適格者名簿（物品）の大分類「燃料・電力」に登録している者
 - (2) 二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減等に係る取組み状況に関し、別紙に掲げる環境への配慮に関する条件を満たしていること
 - (3) 公告日から過去 5 年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体に対する電力購入若しくは供給の実績を有するもの
 - (4) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けているもの
 - (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本件の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
 - エ この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
 - カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
 - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」

に規定する資本関係又は人的関係がある者

- ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

6. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和6年1月11日（木）から令和6年1月24日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで（ただし、最終日のみ正午まで）
- (3) 担当課 市川市 管財部 管財課
（所在地） 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎 4階
（電話） 047-712-8657
- (4) 提出方法 上記(3)の担当課に持参による提出のみとする。
- (5) 提出書類
 - ア 「市川市一般競争入札参加申請書」（指定用紙。以下「申請書」という。）
 - イ 環境配慮項目報告書（指定用紙）
 - ウ 誓約書（指定用紙）
 - エ 履行実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書、設計書等）
（申請日現在の実績で作成すること）
 - オ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることがわかる書類の写し
 - カ 協同組合が申請するときは、当該協同組合の定款（写し）及び組合員・組合役員が記載された「事業協同組合・役員・組合員名簿」（指定用紙）を提出すること（中小企業等協同組合法に定める協同組合でない法人は、提出不要。）。また、協同組合が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、新たに当該協同組合の理事会の構成員となった者がいる場合は、当該協同組合の理事会の構成員の入札参加資格は無効となるので、申請日以降に定款又は「事業協同組合・役員・組合員名簿」に変更がある場合は、直ちに上記(3)の担当課に申し出をし、指示された書類を提出すること。
 - キ 有限責任事業組合（LLP）が申請するときは、当該有限責任事業組合契約の契約書（写し）を提出すること。また、有限責任事業組合（LLP）が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、当該有限責任事業組合の契約に変更がある場合は、直ちに上記(3)の担当課に申し出をし、指示された書類を提出すること。
 - ク 市川市入札参加業者適格者名簿（物品）において、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合は、特定関係調書（指定用紙）

※ 申請書等には申請日現在における申請者の現況（住所・商号又は名称・代表者等）を記載すること。

※ 申請書等の記載事項（現況）が市川市入札参加業者適格者名簿と異なる場合、又は申請日から入札日までの間に住所・商号又は名称・代表者等が変更した場合は、その旨を直ちに上記(3)の担当課に連絡した上で、ちば電子調達システムで作成した入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し及び使用印鑑届兼委任状の写しを入札開始時刻までに提出すること。

※ 指定用紙は市川市ホームページからダウンロードすること。

(6) 入札参加資格の有無

- ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和6年1月26日（金）午後5時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。
- イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和6年1月26日（金）午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、「参加資格者証」という。）を電子メール

で送信する。なお電子メール受信後は、受信確認メールを送信元へ返信すること。
ウ 協同組合が申請する場合において、当該協同組合の理事会の構成員である者が交付を受けた上記イの参加資格者証は無効となり、資格は無かったものとする。

※「委任状」・「入札書（再度入札を含め2枚）」・「内訳書」は市川市ホームページからダウンロードすること。

7. 質疑について

(1)入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、6.(3)の担当課宛てに電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱うものとする。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

(質疑書は市川市ホームページからダウンロードすること。)

ア 質疑提出期間 6.(1)の申請期間と同期間（ただし、最終日は正午まで）

イ 質疑提出電子メールアドレス kanzai@city.ichikawa.lg.jp

ウ 質疑回答日 6.(6)イに規定する参加資格者証の送信期限と同日時

(2)質疑に対する回答は電子メールで行う。なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し電子メールで行う。

8. 入札日時及び場所

(1) 日時 令和6年1月30日（火）午前10時00分から

(2) 場所 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎 5階 第1委員会室

9. 入札保証金 免除

10. 支払条件

(1)前金払 無

(2)部分払 無

(3)概算払 無

(4)その他 料金の計算に関しては別紙電気需給契約書（案）第10条のとおり

11. 最低制限価格の設定 無

12. 内訳書の提出 有（市指定の内訳書を入札時に提出すること。提出がない場合は入札を無効とする。）

※項目ごとに見積もり金額を積み上げた内訳書を提出すること。

13. 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された予定総額を落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、内訳書で見積もった消費税及び地方消費税を含む予定総額から、消費税及び地方消費税相当額（同予定総額に110分の10を乗じ、小数点以下を切り捨てたもの。）を減じた金額を入札書に記載すること。

なお、契約にあたっては、予定総額算出の根拠として内訳書に記載した基本料金単価及び夏季電力量料金単価、その他季電力量料金単価を契約金額とする。

14. その他の入札必要事項

(1)入札に際し、市指定の内訳書を提出すること。

(2)入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。

(3)代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）により入札する場合は、入札前に委

任状を提出すること。なお、委任状及び入札書には、本人及び代理人等が記名、押印すること。

- (4) 一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (6) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札を1回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。
- (7) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

15. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

16. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- ア 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 明らかに連合によると認められる入札
- オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札
- キ 内訳書の提出がない者のした入札
- ク 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ・ 記名押印のない入札書
 - ・ 入札金額を訂正した入札書
 - ・ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ・ 要領を知得することができない入札書
 - ・ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - ・ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

17. 契約保証金 免除

18. 契約条件等

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約締結すること。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された基本料金単価、夏季電力量料金単価及びその他季電力量金単価（税込みであり1円未満は切り捨てしない）とする。
- (4) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が5. に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が16. に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

19. 条件付の解除事項

法令に基づく長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担することなく長期の契約を締結できるものであることから、予算が保証されているわけではないので、契約書には「翌年度以降における歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除又は変更する」旨の条項を盛り込むものとする。

20. その他

提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

21. 問い合わせ先

市川市 管財部 管財課 電話047-712-8657

(別紙)

二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減等に係る環境配慮に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、次の環境配慮項目に係る数値等を表1に当てはめた場合、評点合計が70点以上であること。

■基本項目

- ① 前年度1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (kg-CO₂/kWh)
- ② 前年度の未利用エネルギー活用状況 (%)
- ③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)

■加点項目

- ④ ・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組
・地域における再エネの創出・利用の取組

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成29年6月改訂）に示された電源構成等や非化石証書の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表1. 環境配慮項目に関する評価基準表

環境配慮項目		区分	配点
基本項目 ※2	① 前年度1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.350 未満	70
		0.350 以上 0.375 未満	65
		0.375 以上 0.400 未満	60
		0.400 以上 0.425 未満	55
		0.425 以上 0.450 未満	50
		0.450 以上 0.475 未満	45
		0.475 以上 0.500 未満	40
		0.500 以上 0.525 未満	35
		0.525 以上 0.550 未満	30
		0.550 以上 0.575 未満	25
	0.575 以上 0.600 未満	20	
	0.600	0	
	② 前年度の未利用エネルギー活用状況 (%)	0.675% 以上	10
0%超 0.675% 未満		5	
活用していない		0	
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)	8.00 %以上	20	
	5.00 %以上 8.00 %未満	15	
	2.50 %以上 5.00 %未満	10	
	0 %超 2.50 %未満	5	
	活用していない	0	
基本項目の合計 (A) (①+②+③)		-	100
加点項目	④ ・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0
	加点項目の合計 (B) (④)	-	5
合計	基本項目と加点項目の合計 (A+B)	-	105

※2 環境配慮項目報告書の提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、下線を付した「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

2. 添付書類等

入札に当たっては、前項 1. の条件を満たすことを示す書類として「環境配慮項目報告書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

【各用語の定義】

① 前年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (kg-CO₂/kWh)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後二酸化炭素排出係数。

② 前年度の未利用エネルギー活用状況 (%)

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値であり、算定方式は以下のとおりとする。

〈算定方式〉 前年度の未利用エネルギーの活用状況 (%)

$$= \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

注 1: 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ・未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ・未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注 2: 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

- ・工場等の廃熱又は排圧
- ・廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法)(平成 23 年法律第 108 号)以下「再エネ特措法」という。)第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
- ・高炉ガス又は副生ガス

③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)

前年度の供給電力量(需要端)に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合であり、算定方式は以下のとおりとする。

〈算定方式〉

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{(i)+(ii)+(iii)+(iv)+(v)}{(vi)} \times 100$$

(i)～(v)の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- (i) 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))
- (ii) グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
- (iii) J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- (iv) 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- (v) 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)
- (vi) 前年度の供給電力量(需要端(kWh))

注1:再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気(太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱、バイオマスによる電気を対象とする。

④「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組」「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」

各取組について、需要家としての省エネルギー及び再生可能エネルギーの促進の観点から評価する。

〈具体的な評価内容〉

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること